

旭ヶ丘自治会規約

第9版

2025 年(令和 7 年) 4月 1 日

地縁団体法人 旭ヶ丘自治会

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる活動を地域内で行うことにより、明るく住みやすい旭ヶ丘地域を形成することを目的とする。

- (1) 日高市からの情報を区域内会員に伝達すると共に会員相互のコミュニケーションの醸成を図る
- (2) 区域内の清掃美化等の環境整備
- (3) 区域内会員相互の親睦
- (4) 各種行事（盆踊り・高萩北地区運動会等）の実施及び参加
- (5) 自治会館施設の維持管理
- (6) 自主防災活動
- (7) その他目的を達成するために必要な活動

(名称)

第2条 本会は「地縁団体法人 旭ヶ丘自治会」と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は日高市旭ヶ丘地区とする。（但し高麗川旭ヶ丘区は除く）

(事務所)

第4条 本会の事務所は旭ヶ丘自治会館に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、会員と特別会員からなる。会員は第3条に定める区域に住所を有する個人とする。但し総会等における会員としての権利は一戸を単位とする。

2 特別会員は次の者とする。

- (1) 旭ヶ丘地区内に事業所及び工場、倉庫、資材置き場等を有する個人及び事業者
- (2) 高齢者及び身体的に自治会活動への参加が難しいと申請があった会員

(会費)

第6条 会員は、総会において定められた会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、自治会活動の趣旨に賛同を得た個人及び事業者が本条に基づく会費を納める。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人及び法人で本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を会長に提出する。

2 入会に当たっては別に定める入会金を納入しなければならない。

3 本会は、前項の入会申込があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(休会)

第8条 会員が次の各号に該当するときは休会とし、会長宛の休会届を組長に提出する。

また休会の場合、戻る期間までの年会費は免除される。（会費は戻った次年度から支払う）

- (1) 本人と家族が転勤等で1年間以上区域内に居住なく、一定期間後に戻り居住する場合

- (2) 本人と家族が何らかの都合で1年間以上区域内に居住なく、不定期間空き家となる場合

(退会等)

第9条 会員が次の各号に該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき
 - (2) 本人から様式で定められた退会届が会長に提出されたとき
 - (3) 会費の支払いが正当な理由なく行われないうとき
- 2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときはその資格を喪失する。
- 3 退会時には加入金の払い戻しはしない。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く

- | | | |
|-------------------|-----|------------------------|
| (1) 会長 | 1人 | |
| (2) 区長 | 2人 | (1地区から1人、2～4地区から1人を選出) |
| (3) 副会長 | 2人 | (一般事業担当と分館長・育成部担当) |
| (4) 会計部長、副部長 | 2人 | |
| (5) 広報部長、副部長 | 各1人 | |
| (6) 文化部長、副部長 | 各1人 | |
| (7) 体育部長、副部長 | 各1人 | |
| (8) 育成部長、副部長 | 3人 | |
| (9) 環境衛生部長、副部長、部員 | 4人 | |
| (10) 組長 | 組の数 | |
| (11) 班長 | 班の数 | |
| (12) 監査役 | 2人 | |

(役員の選任)

第11条 役員は総会において会員の中から選任する。

- 2 監査役と会長、副会長、会計は兼務することはできない。

(役員の職務)

第12条 各役員の職務は下記の通りとする。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 会長 | 本会を代表し、会務を総括する |
| (2) 区長 | 日高市が指定した地域の代表として活動する |
| (3) 副会長 | 会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する |
| (4) 会計部長、副部長 | 本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する |
| (5) 広報部長、副部長 | 自治会活動を会員に周知宣伝する |
| (6) 文化部長、副部長 | 旭ヶ丘ハッピータウンウォークを実施する
(盆踊りは実行委員会運営) |
| (7) 体育部長、副部長 | 高萩北公民館主催の体育祭等への参加及び実施 |
| (8) 育成部長、副部長 | 子ども達の健全育成、住民との交流、登下校の安全指導 |

分館長と連携を保ち地域行事への参画

- (9) 環境衛生部長、副部長、部員 地域内の美化環境の向上及び地域防犯防災に向けた活動に取り組む
- (10) 組長 自治会活動及び日高市行政活動を班へ伝達する
- (11) 班長 組長から受けた自治会活動及び日高市行政活動を班内に伝達する
- (12) 監査役 ①本会の会計及び資産状況を監査する
②会長、副会長、会計の業務執行状況を監査する
③会計及び資産状況または業務執行状況について不正の事実を発見したときは総会で報告する
④前号の報告をするため必要があると認めたときは総会の招集を請求する

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、任期満了後は本人の意思により、さらに継続することができる。

- 2 役員を改選する際は半数毎に改選する等、活動の継続性を重視した改選を行う。
実施要領については別に定める。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第 14 条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 15 条 総会は、会員をもって構成する。ただし、第 5 条第 2 項第 1 号に定める特別会員を除く。

(総会の機能)

第 16 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 17 条 定時総会は毎年度 3 月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
(2) 全会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
(3) 第 12 条の規定により監査役から開催請求があったとき

(総会の招集)

第 18 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項 2 号及び 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の主目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 2 週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、会長が指名する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 定足数には委任状を加えることができる。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第22条 会員は、総会において各々1個の議決権を有する。

(総会の書面表決)

第23条 止むを得ない理由により総会に出席できない場合会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2名以上が署名しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の種類及び構成)

第25条 役員会の種類は、三役会、部会、全役員会とし、次の各項に掲げる役員をもって構成する。

- 2 三役会は会長、区長、副会長で構成する。
- 3 部会は各部の役員及び関係者で構成する。
- 4 全役員会は班長、監査役を除く役員で構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第27条 役員会は、会長が必要と認める時に招集する。

2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長・副会長・部長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会の開催定足数は、第19条、20条、第22条、及び23条の規定を準用

する。この場合において、これらの規定中「総会」は「役員会」に、「会員」は「役員」にそれぞれ読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 下に記載の資産（自治会館土地及び付属建築物）

- ①日高市大字旭ヶ丘梅の台 509 番 2 原野 961 平方メートル
- ②日高市大字旭ヶ丘梅の台 510 番 1 宅地 963.90 平方メートル
- ③日高市大字旭ヶ丘梅の台 511 番 1 山林 716 平方メートル

<2018 年（平成 30 年 12 月 10 日）さいたま地方法務局飯能出張所において登記申請・完了>

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生じる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産管理に記名が必要な場合、会長が代表責任者として記名する。管理方法は総会及び役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産のうち第30条に掲げるものを処分し、または担保に供するときは、総会において総会員3分の2以上の承認を得なければならない。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決を経ていないとき会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し監査役の監査を受け総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の3分の2以上の承認を得て変更できる。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 38 条 本会の事務所には、規約、登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(連携する組織)

第 39 条 本会は第 1 条の目的達成のため、地区内外の下記組織と活動を連携する。総会では(1)～(2)の組織に限り、活動状況について報告を受ける。

(1) 友の会

「60才以上の友好団体で日高市とも連携」

(2) ハッピータウンPJ

「朝市及び地域内の生活情報交流を行う有志によるプロジェクト団体」

(3) 旭ヶ丘神社氏子会

「旭ヶ丘神社を守る有志の団体」

(4) GMC (ゴールデンメンバーズクラブ)

「ボランティアとして自治会館運営業務の支援にあたる団体」

(5) 高麗川区 (旭ヶ丘区)

「平成 30 年 10 月に自治会が地縁団体法人資格を取得した際、公会堂敷地の地権者であった地主会より土地が無償移管されている経緯がある。当時、地主会を構成していた方々が所属する行政区の団体」

(6) 自治会館新築時の協賛企業等

「令和 6 年 11 月に自治会館が新築された際、建築費用の協力金をいただいた企業等」

付則

1 この規約は、2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から改訂 9 版として施行する。

2 この規約には下記内規を備える

内規(1) 旭ヶ丘自治会加入金と自治会会費について

内規(2) 自治会役員の報酬について

内規(3) 自治会役員の職務、選出方法及び任期について

内規(4) 旭ヶ丘自治会館運用規程

内規(5) 旭ヶ丘自治会館の利用について

内規(6) その他

3 規約改定履歴

初 版 2010 年(平成 22 年)11 月 7 日

改定 2 版 2013 年(平成 25 年) 4 月 1 日

改定 3 版 2014 年(平成 26 年) 1 月 30 日

改定 4 版 2015 年(平成 27 年) 4 月 1 日

改定 5 版 2016 年(平成 28 年) 4 月 1 日

改定 6 版 2018 年(平成 30 年) 4 月 1 日

改定 7 版 2019 年(平成 31 年) 4 月 1 日

- ：地縁団体法人資格取得に伴う土地等財産の変更
- 改定 8 版 2021 年(令和 3 年) 4 月 1 日
- ：氏子組織結成による神社委員の廃止に伴う変更
- 改定 9 版 2025 年(令和 7 年) 4 月 1 日
- ：自治会館新築に伴う改定、役員の変更、連携する組織の追加

内規（１） 自治会加入金と自治会会費について

2012 年（平成 24 年）2 月 20 日	改定
2014 年（平成 26 年）1 月 30 日	改定
2015 年（平成 27 年）4 月 1 日	改定
2016 年（平成 28 年）4 月 1 日	改定
2018 年（平成 30 年）4 月 1 日	改定
2021 年（令和 3 年）4 月 1 日	改定
2025 年（令和 7 年）4 月 1 日	改定

1. 自治会加入金

(1) 自治会加入金は、一時金として下記のとおり納入する。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ①一戸建てに居住の方（自宅） | 30,000 円 |
| ②アパートや集合住宅に居住の方は、建主に戸数分 | 30,000 円×戸数 |
| ③借家に居住の方は本人から | 10,000 円 |

(2) 使途目的は自治会館施設の補修、また老朽化と狭隘を考えた建て替えなどとする。

(3) 自治会加入時に納入する。支払いは一括が基本であるが分割支払いも認める。

2. 自治会会費

(1) 一戸当たり 5,000 円（年間）を一括払いで徴収する。

(2) 年度途中の新規加入者（転入等）は、次年度から徴収する。

(3) 自治会内に事業所及び工場、倉庫などを有し、自治会活動の趣旨に賛同する個人及び事業者が納入する特別自治会費は、一口 5,000 円（年間）以上とする。

3. 自治会費の納入

(1) 年度初めに納入する。集金は班長が担当し、組長がまとめて自治会会計に届ける。

(2) 特別自治会費の集金は、基本的に組長が行う。また集金者に対して手当てを支払う。

4. 自治会会計年度

自治会各部門の年間収支は、2 月 1 日～翌年 1 月 31 日までの一年間で決めることとする。

内規(2) 自治会役員の報酬

2025 年(令和 7 年) 4 月 1 日 改定

*1. 財源は市からの報酬金と自治会費からとする

単位:円

職 務 名	1 人当たり手当額×人数
自治会長	120, 000×1 名
〃 副会長	50, 000×2 名
区 長 (1区・2区)	100, 000×2 名
組長	25, 000×14 名
会計部長	25, 000×1 名
〃 副部長	10, 000×1 名
広報部長	25, 000×1 名
〃 副部長	10, 000×1 名
文化部長	25, 000×1 名
〃 副部長	10, 000×1 名
体育部長	25, 000×1 名
〃 副部長	10, 000×1 名
育成部長	25, 000×1 名
〃 副部長	10, 000×2 名
〃 部員	200×出席日数×部員数 (部員数は育成部の体制により随時変更可)
環境衛生部長	25, 000×1 名
〃 副部長、部員	10, 000×3 名
監査役	5, 000×2 名
班長	支給しない

- (1) 上記手当を12月に一括で支払う
- (2) 自治会長、区長等の公務に関する費用は自治会費から支払う
- (3) 報酬の支払いは、行事・会議への2/3以上の出席を前提とし、出席ができない特別な事情のある場合は、会長の判断で支給する

内規(3-1) 自治会役員の職務、選出方法及び任期について

2025年(令和7年)4月 1日 改定

役 員		人数	主たる職務（規約に掲載されているので要点を掲載）	選 出 方 法	任期	備 考
自治会三役	自治会長	1人	①本会を代表し、会務を総括する。 ②区長と連携し、市の活動に対応する ③自治会館管理責任者となる。	役員会において推薦する。	2年	継続可
	副会長 1人は分館長 兼務	2人	①会長を補佐し、不在時は代行を務める。 ②自治会館管理副責任者となる。 ③(分館長)公民館活動に協力し、育成部活動を指導・支援する。	役員会において推薦する。	2年	継続可
	区 長	2人 1・2区	行政区の代表。市の事業、行事、会議等に出席し、市とのパイプ役として自治会と連携する。市からの広報等の仕分け・配付をする。	各区の選出順番表を継続。 他の役職と兼務しない。	2年	継続可
専門部	会計部	2人 (正副)	自治会の出納事務を処理し、会計事務の帳簿及び書類を管理する。	内規(3-2)役員選出表の順で、 各組の選出方法に任せる。	2年	継続可
	広報部	2人 (正副)	自治会活動内容及び市からの伝達事項等を会員に周知宣伝する。	内規(3-2)役員選出表の順で、 各組の選出方法に任せる。	2年	継続可
	文化部	2人 (正副)	自治会員相互の文化交流を深め、ハッピータウンウォークなどを計画実施する。	内規(3-2)役員選出表の順で、 各組の選出方法に任せる。	2年	継続可
	体育部	2人 (正副)	自治会員相互の健全な交流と健康な身体を作る為に、北地区体育祭などの準備・調整をはかる。(正は、副分館長を兼務)	内規(3-2)役員選出表の順で、 各組の選出方法に任せる。	2年	継続可
	育成部	3人 (正副)	子ども達の健全育成、住民との交流、登下校の安全指導をする。 分館長と連携を保ち地域行事に子ども達と積極的に参加する。	育成部に任せる。	1年	継続可
	環境衛生部	4人 (正副部員)	地域内の美化、環境の向上、地域防犯防災に向けた活動に取り組む。	内規(3-2)役員選出表の順で、 各組の選出方法に任せる。	2年	継続可
組 長	各組1人	自治会活動及び市行政活動を班長に伝える。又組内をまとめ各活動への積極参加を呼びかける。	各組の選出方法に任せる。	2年	継続可	
班 長	各班1人	自治会活動及び市行政活動を班内へ伝える。又班内をまとめ各活動への積極的参加を呼びかける。	各組の選出方法に任せる。	組による	継続可	
監査役	2人	会計及び資産状況と業務執行を監査し、定時総会で監査内容を報告。	役員会にて推薦する。役職兼務はしない。	2年	継続可	
行事役員	各組	盆踊り、ハッピータウンウォーク等を支援する。	各組に任せる。	組による	継続可	
		(その他自治会長が必要と認めれば支援をお願いする。)				

内規(3-2) 役員選出表

2025年(令和7年)4月 1日 改定

役職	西暦	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
会計部	部長	3-3	4-2	2-2	1-1	3-1	4-3	2-4	1-2	3-2	4-4	2-2	1-3
	副部長	4-2	2-2	1-1	3-1	4-3	2-4	1-2	3-2	4-4	3-1	1-3	3-3
広報部	部長	1-1	2-1	3-1	4-1	1-3	2-2	3-2	4-2	1-1	2-3	3-3	4-3
	副部長	2-1	3-1	4-1	1-3	2-2	3-2	4-2	1-1	2-3	3-3	4-3	1-2
文化部	部長	1-3	2-4	4-4	3-3	1-1	2-1	4-1	3-1	1-2	2-2	4-2	3-2
	副部長	2-4	4-4	3-3	1-1	2-1	4-1	3-1	1-2	2-2	4-2	3-2	1-3
体育部	部長	4-1	3-2	1-3	2-4	4-2	3-3	1-2	2-1	4-3	3-1	1-1	2-2
	副部長	3-2	1-3	2-4	4-2	3-3	1-2	2-1	4-3	3-1	1-1	2-2	4-4
環境衛生部	1地区	1-1	1-2	1-2	1-3	1-3	1-1	1-1	1-2	1-2	1-3	1-3	1-1
	2地区	2-3	2-4	2-1	2-1	2-2	2-2	2-3	2-3	2-4	2-4	2-1	2-1
	3地区	3-3	3-1	3-2	3-2	3-3	3-3	3-1	3-1	3-2	3-2	3-3	3-3
	4地区	4-4	4-1	4-1	4-2	4-2	4-3	4-3	4-4	4-4	4-1	4-1	4-2
区長	1区	1-3	1-3	1-1	1-1	1-2	1-2	1-3	1-3	1-3	1-3 (暫定)	1区・2区を統合 1名	
	2区	3-2	4-2	4-2	2地区	2地区	3地区	3地区	4地区	4地区	4地区		

※ 2026年度以降の選出表は改定に向け検討中のため、斜線としている。

内規(4) 旭ヶ丘自治会館運用規程

(目的及び設置)

第1条 旭ヶ丘自治会会員(以下「会員」という。)及び旭ヶ丘自治会と連携する組織(旭ヶ丘自治会規約第39条に規定する組織。以下「連携組織」という。)の各種会議、相互の親睦、文化教養の向上又は福祉の増進などを図るため、旭ヶ丘自治会館(以下「自治会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 建物の名称は、旭ヶ丘自治会館とする。位置は日高市大字旭ヶ丘510番1とする。

(管理責任者および副責任者)

第3条 自治会館の管理責任者及び副責任者は次のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、旭ヶ丘自治会長(以下「自治会長」という。)とする。
- (2) 管理副責任者は、旭ヶ丘自治副会長(以下「自治副会長」という。)とする。
- (3) 管理副責任者は、管理責任者を補佐し、管理責任者不在時にはその職務を代行する。

(管理人)

第4条 自治会館に管理人を配置する。

- (1) 管理人は、自治会長が連携組織GMC(ゴールデンメンバーズクラブ)に委託する。
- (2) 管理人は、自治会館の運営管理を行う。

(利用の条件)

第5条 自治会館を利用することができる者は、原則として会員及び連携組織の構成員とし、利用する条件は次のとおりとする。

- (1) 会員・連携組織の会議、集会及び行事を開催するとき。
- (2) 会員・連携組織が文化教養の向上又は福祉の増進などを図るための研修、鑑賞及び展覧会等を開催するとき。
- (3) 非常災害時の避難場所とするとき。
- (4) その他、自治会長が必要と認めるとき。

(利用許可)

第6条 自治会館を利用するときは、あらかじめ申請し自治会長の許可を受けなければならない。自治会長は利用許可に際し、管理上の必要な条件を付することができる。

(利用料金の徴収)

第7条 自治会館を利用する者は、別に定められた所定の利用料金を支払わなければならない。

(利用の制限)

第8条 自治会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用を許可しない。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) 公序良俗に反する又は公共の福祉を害するおそれがあるとき。
- (3) 自治会館及びその敷地内で、営利を主たる目的とした物品の販売やこれに類する商行為が行われるおそれがあるとき。ただし、第1条の目的が達成されると判断される場合はこの限りではない。
- (4) 宗教的あるいは政治的な目的が強い集会等が行われるおそれがあるとき。
- (5) その他、自治会長が不適當と認めたとき。

(利用の取り消し)

第9条 自治会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本規程から逸脱したものであると認めたとき。
- (2) その他、自治会長が必要と認めたとき。

(賠償責任)

第10条 利用者は建物、設備及び付属物を破損し、又は滅失したときは、現品又はこれに相当する金額の弁償をしなければならない。

(清掃)

第11条 利用者は、その利用を終わったときは速やかに原状に復し、器具等を整備し、かつ、清掃して責任者に引き渡さなければならない。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、自治会長が別に定めることができる。

附則

この規程は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

内規(5) 旭ヶ丘自治会館の利用について

2025年（令和7年）4月1日版

① 利用にあたり

旭ヶ丘自治会館は地域の方々から多くの協力をいただき建設された大事な施設です。利用するときは、きまりを守って利用しましょう。

② 利用時間

自治会館は、午前9時から午後10時まで利用できます。

※ ただし、自治会長が適当と認めるときは、利用時間を変更することができます。

③ 管理人

施設の管理を行うため、次のとおり管理人が自治会館にあります。施設利用の際には管理人の指示に従ってください。

常駐時間	
1月～5月、10月～12月	9時00分～12時00分・13時00分～16時00分
6月～9月	8時00分～11時00分・14時00分～17時00分
※ 月曜・火曜を除く、週5日	

④ 利用する際の優先順位

(1) 自治会長が招集する会議、集会及び行事を優先とします。

(2) その他は申込順とします。

※ ただし、非常災害時その他緊急を要する場合は、優先順位を変更します。

⑤ 利用の手続き

自治会館の利用を希望する方は、次の手続きを行ってください。

(1) 自治会ホームページ、または、自治会館へ直接電話をして事前に予約状況を確認してください。

自治会ホームページ：<https://asahigaokana.wixsite.com/asahi>



自治会館電話番号：042-981-8567

- (2) 予約が取れる状況であれば、予約の確定を行ってください。
副会長（総会資料参照）または、自治会館へ直接電話
- (3) 予約の確定後、速やかに自治会館へ利用申請書を提出、または自治会ホームページ／利用申請フォームに入力してください。
- (4) 利用申請は、18歳以上の代表者が申請してください。
- (5) 自治会館玄関鍵の管理は下表のようになっていきますので、特に、管理人がいない時間帯に利用する場合は、注意してください。

【玄関鍵の貸与】

利用時間帯	鍵の貸与方法
管理人がいる時間帯	鍵は開いていますので、直接管理人に利用の旨を伝えてください。
管理人がいない時間帯	自治会長自宅に来ていただき、事前に鍵の借用をお願いします。（自治会長連絡先は総会資料参照）

- (6) 代表者は利用が終了した後、利用報告書に所定事項を記入のうえ提出、ならびに速やかに玄関鍵を返却してください。

【利用報告書提出及び鍵返却】

利用時間帯	提出・返却先
管理人がいる時間帯	管理人（利用報告書のみ）
管理人がいない時間帯	自治会長自宅（利用報告書・鍵）

⑥ 利用料金について

自治会館の利用料金は次のとおりとなります。

利用区分	利用者	利用時間・利用料金 3時間ごと 9時00分～22時00分
集会室 厨房 自治会館前広場 (共通)	利用者全員が会員・連携組織の場合	無料
	利用者の一部に会員・連携組織が含まれる場合	2,000円
	利用者全員が会員・連携組織ではない場合	4,000円

※ ただし、以下に該当する場合、利用料金はいただきません。

●自治会長もしくは連携組織が招集する会議、集会及び行事（原則、総会で承認されたもの）。

●非常災害時、その他緊急を要する場合。

(1) 利用時間・利用料金は3時間を基準としています。

※ 3時間未満⇒3時間分の利用料金になります。

4時間⇒3時間+3時間=6時間分の利用料金になります。

(2) 利用時間は、準備・片付け・清掃を含めた時間とします。

(3) 利用料金は、玄関鍵の返却時に自治会長もしくは管理人に現金で納付してください。

(4) 自治会館新築に対する協力金を納めた企業等は、利用者区分を「利用者全員が会員・連携組織の場合」と同様に扱います。

※ ただし、2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間

(5) 管理人が自治会館にいる時間帯で、一時的に自治会館を利用する場合は、利用者区分に関係なく利用料金は無料とします。（自治会館の利用予約が入っていない状態で、1時間程度の短時間のみ利用することを想定。）

(6) 旭ヶ丘地区内で活動するスポーツ少年団等、子ども達の健全な育成を支援する目的で活動している団体が利用する場合は、利用者個人の会員・非会員を確認することは不要とし、一律で「利用者の一部に会員・連携組織が含まれる場合」として扱います。

⑦ 避難場所としての利用

会員・連携組織に属する方の自宅が火災等の災害に被災し、避難が必要となった場合は、30日間を限度とし、自治会館を避難場所として利用することができます。緊急的な対応になりますので、利用する際は、自治会長の指示に従ってください。

⑧ 備品等の貸出し

自治会館にある備品等は、会員及び連携組織が、自治会館又は自治会館敷地内で利用する場合に限り、無料で貸し出すことができます。

⑨ 清掃等について

利用者は、利用終了後に館内外を掃除及び整理整頓し、茶器等は洗浄し元の位置に戻してください。

⑩ 利用上の注意事項

自治会館を利用するときは、次の注意事項を守りましょう。

(1) 利用時間は必ず守ること。

(2) 館内は禁煙。指定場所以外の喫煙はしないこと。

- (3) 建物、設備及び備品等を損傷しないように留意すること。
- (4) 利用中に建物、設備及び備品等を破損、損傷、汚損、亡失等した場合は、管理責任者に報告すること。
- (5) (4)に該当した場合は、遅滞なく自費により現品又はこれに相当する金額の弁償をすること。
- (6) 早朝・夜間利用者は、近隣に迷惑をかけないように騒音等に留意すること。
- (7) 近隣に迷惑をかけた場合には、利用者が対処すること。
- (8) 利用後は、戸締りの確認、火の始末、ガスコンロの確認、水道の蛇口の点検、電気機器等の確認、清掃（特にトイレは必ず清掃）を行い利用報告書に所定事項を記入すること。
- (9) ゴミ、空き缶、空き瓶などは必ず持ち帰ること。
- (10) 館外の喫煙指定場所の灰皿を清掃し、吸殻は持ち帰ること。
- (11) 鍵の返却は、利用後、すみやかに管理責任者へ返却すること。
ただし、終了時間が夜遅くなった場合は翌朝に返却すること。
- (12) 自治会館及び広場（駐車場含む）利用中に怪我及び事故等が発生した場合は、原則、利用者がその責任を負うこと。
- (13) 利用中に何か異常を感じたら、管理責任者に報告すること。
- (14) 自治会館運用規程第8条に規定する利用制限を判断する場合の基準は以下のとおりとする。

ア. 営利を主たる目的とした物品の販売やこれに類する商行為

- a. 参加費等を徴収する。（ただし、「教室で使用する材料等の実費のみを少額の会費として参加者から徴収する」等の場合は営利に当たらないと判断。）
- b. 自治会館及び敷地において、商品の販売、契約、宣伝若しくはこれらに類することを行う。
- c. 特定の営利事業に自治会館の名称を利用する。
- d. 営利を目的として講師又は企業等が主導で生徒を集め、自治会館を自らの事業の拠点として広く宣伝し、長期間、定期的・継続的に使用する。

イ. 宗教的な目的

特定の宗教の宗教活動を目的とした使用（旭ヶ丘神社氏子会は除く）。

ウ. 政治的な目的

政治的な活動を目的とした使用。

※ ただし、判断が難しい場合は利用を許可しない。

- (15) その他、管理責任者、管理人の指示に従うこと。

1 全戸別配布物の配布範囲

- (1) 全戸別配布する配布物は、原則として会員及び特別会員に配布する。
- (2) 回覧は、原則として会員のみとする。

2 分担金の支払いについて

- (1) 分担金の支払い戸数は、市より交付される区運営交付金の戸数とする。
- (2) 分担金一戸当たりの金額は以下とする。
 - ① 緑の羽募金 100 円
 - ② 赤い羽根募金 100 円
 - ③ 歳末助け合い募金 100 円
 - ④ 高萩北地区スポーツ協会 50 円
 - ⑤ 消防団協力金 100 円

旭ヶ丘自治会 組織図

2025年(令和7年)4月 1日 改定

